

平成二十三年法律第八十一号

総合特別区域法

目次

| | | |
|---|---|--|
| 第一回 総則（第一条～第六条） | 第二回 組合特別区域基本方針（第七条） | 第三回 國際戦略組合特別区域における特別の措置（第八条～第十二条） |
| 第一節 國際戦略組合特別区域の指定等（第八条～第十二条） | 第二節 國際戦略組合特別区域計画の認定等（第十三条～第十八条） | 第三節 國際戦略組合特別区域協議会（第十九条～第二十五条） |
| 第四節 認定国際戦略組合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置（第二十六条～第二十七条） | 第五節 規制の特例措置（第十九条の二～第二十五条） | 第六節 認定国際戦略組合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置（第二十六条～第二十七条） |
| 第一款 課税の特例（第二十六条～第二十七条） | 第二款 國際戦略組合特区支援利子補給金の支給（第二十八条） | 第三款 國際戦略組合特区支援利子補給金の支給（第二十八条） |
| 第四款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第二十九条） | 第五款 行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略組合特区施設整備促進業務（第三十条） | 第六款 地域活性化組合特別区域における特別の措置（第三十一条～第三十四条） |
| 第一節 地域活性化組合特別区域の指定等（第三十一条～第三十四条） | 第二節 地域活性化組合特別区域計画の認定等（第三十五条～第四十一条） | 第三節 地域活性化組合特別区域協議会（第四十二条） |
| 第四節 認定地域活性化組合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置（第四十三条～第五十四条） | 第一款 規制の特例措置（第四十三条～第五十四条） | 第二款 削除（第五十五条） |
| 第五款 地域活性化組合特区支援利子補給金の支給（第五十六条） | 第六款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第五十七条） | 第七款 削除（第五十八条） |
| 第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化組合特別区域施設整備促進業務（第五十八条） | | |

第五章 総合特別区域推進本部（第五十九条～第六十八条）

第六章 雜則（第六十九条～第七十一条）

附則

第一章 総則

第一条 (目的) この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るために、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、地方公共団体による国際戦略組合特別区域計画及び地域活性化組合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定め、もつて国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

この法律において「総合特別区域」とは、国際戦略組合特別区域（第八条第一項に規定する国際戦略組合特別区域をいう。次項第五号イ及び第七条第二項第三号において同じ。）及び地域活性化組合特別区域（第三十一条第一項に規定する地域活性化組合特別区域をいう。）をいう。

第三項及び第七条第二項第三号において同じ。）をいう。

この法律において「特定国際戦略事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 別表第一に掲げる事業で、第三章第四節第一節 地域活性化組合特別区域計画の認定等（第三十一条～第三十四条）

二 この法律による規制の特例措置の適用を受けるもの

三 他の法律による規制の特例措置の適用を受けるもの

四 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に資する事業（第一号に掲げる事業又は当該事業と併せて実施する事業に限る。）の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十号）第二十二条に規定する財産をいう。次項第四号第四号において同じ。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。次項第四号において同じ。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業

五 保に供することにより行う事業

六 合して行う事業（国際戦略組合特別区域における産業の国際競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているものに限る。）の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う当該中小企業者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

七 中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業

八 地域活性化組合特別区域における地域の活性化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているものに限る。ロ

九 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

一〇 りを行うこと。

一一 団体が当該事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずるもの（前号に

十二 揭げる事業に係る規制の特例措置で内閣府令で定めるものの適用を受けて行われるもの

十三 の又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）

三 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に資するものとして内閣府令で定める事業（第二十八条第一項において「国際戦略組合特区支援貸付事業」という。）であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

四 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に資する事業（第一号に掲げる事業又は当該事業と併せて実施する事業に限る。）の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十号）第二十二条に規定する財産をいう。次項第四号第四号において同じ。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。次項第四号において同じ。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業

五 地域活性化組合特別区域における地域の活性化に資する事業（第一号に掲げる事業又は当該事業と併せて実施する事業に限る。）の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う当該中小企業者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

六 中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業

七 地域活性化組合特別区域における地域の活性化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているものに限る。ロ

八 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

九 りを行うこと。

一〇 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

一一 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

一二 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

一三 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

一四 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

一五 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

一六 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

一七 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

一八 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

一九 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

二〇 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

二一 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

二二 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

二三 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

二四 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

二五 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

二六 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

二七 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

二八 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

二九 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

三〇 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

三一 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

三二 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

三三 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

三四 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

三五 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

三六 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

三七 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

三八 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

三九 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

四〇 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

四一 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

四二 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

四三 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

四四 法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付

3 この法律において「特定地域活性化事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 別表第二に掲げる事業で、第四章第四節第一回の規定による規制の特例措置の適用を受けるもの

二 農業、社会福祉、観光、地球環境の保全その他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて地域活性化組合特別区域における地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして政令で定める事業

三 地域活性化組合特別区域における地域の活性化の振興、生活環境の整備、光業その他の産業の振興、社会福祉の増進その他の地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業（第五十六条第一項において「地域活性化組合特区支援貸付事業」という。）

四 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

五 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

六 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

七 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

八 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

九 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

一〇 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

一一 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

一二 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

一三 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

一四 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

一五 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

一六 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

一七 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

一八 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

一九 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

二〇 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

二一 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

二二 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

二三 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

二四 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

二五 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

二六 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

二七 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

二八 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

二九 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

三〇 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

三一 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

三二 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

三三 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

三四 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

三五 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

三六 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

三七 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

三八 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

三九 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

四〇 あつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

の二から第二十二条まで及び第四十三条から第四十五条までに規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第二十四条及び第五十三条の規定による政令若しくは内閣府令（告示を含む。）・主務省令（第六十九条ただし書に規定する規制については、主務省令。以下「内閣府令・主務省令」という。）又は第二十五条及び第五十四条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれら措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

5 この法律において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含むものとする。
（基本理念）

第三条 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化は、地方公共団体が、これらの実現のために必要な政策課題の解決を図るため、当該地域における自然的、経済的及び社会的な特性を最大限に活用し、かつ、民間事業者、地域住民その他の関係者と相互に密接な連携を図りつつ主体的に行う取組により、地域経済に活力をもたらすとともに、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを基本とし、国が、これらの取組に対して、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることを旨として、行われなければならない。
（国の責務）

第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。国は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の推進に当たっては、地方公共団体、民間事業者、地域住民その他の関係者による政策課題の解決のための取組が円滑に行われるよう、規制の特例

措置の整備、関連する諸制度の改革の実施その他必要な措置を講じなければならない。
（指定地方公共団体の責務）

第五条 指定地方公共団体（第八条第九項に規定する指定地方公共団体及び第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。次条において同じ。）は、第三条に定める基本理念にのつたり、国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
（関連する施策との連携）

第六条 国及び指定地方公共団体は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の推進に当たっては、都市構造改革の推進に関する施策、地域の活力の再生に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

第二章 総合特別区域基本方針

第七条 政府は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るために、都市構造改革の推進に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

2 総合特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の意義及び目標に関する事項
二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
三 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のための認定及び第十二条第一項の規定による国際戦略総合特別区域の指定及び第三十一条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定に関する基本的な事項
四 第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の同条第十項の認定及び第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の同条第十項の認定に関する基本的な事項

3 内閣総理大臣は、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。
4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。
5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、総合特別区域基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による総合特別区域基本方針の変更について準用する。
（国際戦略総合特別区域における特別の措置）
第一節 國際戦略総合特別区域の指定等（国際戦略総合特別区域の指定）
第七条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、国際戦略総合特別区域として指定することができます。
一 総合特別区域基本方針に適合すること。
二 当該区域において産業の国際競争力の強化に資する事業を実施することにより、我が国に於ける産業の国際競争力の強化について、国際戦略総合特別区域として指定することができる。
三 当該区域において産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のための申請下この節において「指定申請」という。）を行ふ場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
一 指定申請に係る区域の範囲
二 前号の区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題
三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容
四 第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の同条第十項の認定及び第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の同条第十項の認定に関する基本的な事項

5 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第十九条第一項の国際戦略総合特別区域協議会（以下この節において「地域協議会」といいう。）が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。

6 指定申請には、前項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により地域協議会における協議をした場合にあっては、当該意見及び当該協議の概要）を添付しなければならない。
7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定（以下この条及び次条第一項において單に「指定」といいう。）をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聽かなければならぬ。
8 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨その他の内閣府令で定める事項を公示する。
9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、国際戦略総合特別区域の指定を解除しない。
10 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は国際戦略総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。
前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、国際戦略総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。
（国際競争力強化方針）
第九条 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘査して、当該指定に係る国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に

- 2 関する方針（以下「国際競争力強化方針」とい
う。）を定めるものとする。

国際競争力強化方針には、次に掲げる事項を
定めるものとする。

一 國際戦略総合特別区域における産業の国際
競争力の強化に関する目標及びその達成のた
めに取り組むべき政策課題

二 前号の目標を達成するために指定地方公共
団体が実施し又はその実施を促進する事業に
関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、国際戦略総合
特別区域における産業の国際競争力の強化に
関し必要な事項

内閣総理大臣は、国際競争力強化方針を定め
ようとするときは、総合特別区域推進本部の意
見を聽かなければならない。

内閣総理大臣は、国際競争力強化方針を定め
たときは、遅滞なく、これを公表するととも
に、指定地方公共団体に送付しなければならな
い。

4 指定地方公共団体は、必要があると認めると
きは、内閣総理大臣に対して、国際競争力強化
方針の変更についての申出をすることができ
る。

5 内閣総理大臣は、前項の申出について検討を
加え国際競争力強化方針を変更する必要がある
と認めるとき、又は情勢の推移により必要が生
じたときは、国際競争力強化方針を変更しなけ
ればならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定によ
る国際競争力強化方針の変更について準用す
る。

7 (新たな規制の特例措置等に関する提案)

第十条 指定申請をしようとする地方公共団体
(地域協議会を組織するものに限る。) 又は指定
地方公共団体(以下この条において「指定地方
公共団体等」という。)は、内閣総理大臣に対
して、新たな規制の特例措置その他の特別の措
置(次項及び次条第一項において「新たな規制
の特例措置等」という。)の整備その他の国際
戦略総合特別区域における産業の国際競争力の
強化の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に
関する提案(以下この条において単に「提案」
といふ。)をすることができる。

8 國際戦略総合特別区域において新たな規制の
特例措置等の適用を受けて事業を実施しようと
する者は、指定地方公共団体等に対して、当該

3 新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができる。
前項の規定による要請を受けた指定地方公共団体等は、当該要請に基づき提案をするか否か

4 内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に規定する特定国際戦略事業に関する事項
前項各号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるよ

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に規定する特定国際戦略事業に関する事項
前項各号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるよ

別用途地区国際戦略建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四条十八条规定から第十三項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

(道路運送車両法の特例)

第二十二条の二 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、農業經營改善自家用貨物自動車活用事業（国際戦略総合特別区域において農業を営む者が、農業經營の規模の拡大その他の農業經營の改善を図るため自家用貨物自動車（貨物の運送の用に供する自家用自動車（道路運送法（昭和二十六年法律第八百八十三号）第七十八条に規定する自家用自動車をいう。）をいう。（以下この条において同じ。）を活用する事業をいう。以下この条及び別表第一の六の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、第六項の規定により認定地方公共団体（当該認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）の長の指定を受けた指定自家用貨物自動車の使用者（第三項及び第八項において「指定自家用貨物自動車使用者」という。）が、国土交通省令で定めるところにより、当該指定自家用貨物自動車の自動車検査証の有効期間（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八百八十五号）第六十一条第三項の規定により現に短縮されているもの及びこの項の規定により現に伸長しているものを除く。以下この条において同じ。）の満了日の一月前から当該満了の日までの間に、国土交通大臣に対し、当該指定自家用貨物自動車の自動車検査証を提出して、当該指定自家用貨物自動車の自動車検査証の有効期間の伸長を申請した場合には、国土交通大臣は、同法第六十一条第一項の規定にかかるわざず、一年を限り、当該自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

前項の規定による自動車検査証の有効期間の伸長の申請には、第十項の規定により地方運輸局長が指定した自動車特定整備事業者（道路運送車両法第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者をいう。第十項において同じ。）が第十一項の規定により交付した点検整備済証があつて有効なものを添付しなければならぬ。

別用途地区国際戦略建築物整備事業に係る特別
用途地区について建築基準法第四十九条第二項
の規定に基づく条例で定めようとする同法第四
十八条第一項から第十三項までの規定による制
限の緩和の内容を定めるものとする。

3 國土交通大臣は、第一項の規定により自動車検査証の有効期間を伸長するときは、当該自動車検査証に伸長後の有効期間を記録して、これを当該指定自家用貨物自動車使用者に返付するものとする。

三 第十七条第一項の規定による第一項の認定
一号に規定する特定国際戦略事業として農業
経営改善自家用貨物自動車活用事業を定めた
いこととするものに限る。)の認定

四 第九項の規定による次項の指定の取消し
の取消し
第一項の規定による自動車検査証の有効期間の伸長を受けようとする自家用貨物自動車の使用者は、国土交通省令で定めるところにより認定地方公共団体の長に申請をして、当該自家用貨物自動車について、指定自家用貨物自動車としての指定を受けなければならない。
認定地方公共団体の長は、前項の申請に係る自家用貨物自動車が次に掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、同項の指定をすることができる。

二 四条に規定する自動車（同法第三条に規定する大型特殊自動車を除く。）であつて、その構造が国土交通省令で定める要件に該当するものであること。

三 当該国際戦略総合特別区域における自然的、経済的又は社会的な特性によつて、当該

自家用貨物自動車の使用の方法が、その装置（道路運送車両法第四十一条第一項各号に掲げる装置をいう。）について劣化又は耗耗により保安基準（同法第四十六条に規定する保安基準をいう。第十一項において同じ。）に適合しなくなるおそれが比較的少ないと見込まれるものとして国土交通省令で定めるものに該当するものであること。

三 主として農業經營改善自家用貨物自動車活用事業の用に供するものであること。

四 当該国際戦略総合特別区域内にその使用の本拠の位置を有すること。

認定地方公共団体の長は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定自家用貨物自動車の使用者に対し、当該指定自家用貨物自動車の使用に必要な報告を求めることができる。

認定地方公共団体の長は、指定自家用貨物自動車が第七項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

規定による自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であつて、指定自家用貨物自動車の整備

12 道路運送車両法第七十八条第二項から第四項まで及び第八十条第一項（第二号口から二までに係る部分に限る。）の規定は第十項の指定について、同法第八十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項、第八十九条、第十四条の三、第九十四条の五第六項、第九十四条の六第一項（第四号を除く。）及び第二項、第九十四条の八、第九十四条の十、第一百条並びに第一百三条の規定は指定点検整備事業者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的

について国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有しあつて、確実に次項に規定する指定自家用貨物自動車の点検及び整備を行うと認められるものについて、指定点検整備事業の指定をすることができる。

前項の指定を受けた者（次項において「指定点検整備事業者」という。）は、指定自家用貨物自動車を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該指定自家用貨物自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をしたときは、請求により、点検整備業者を依頼者に交付しなければならない。ただし、道路運送車両法第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けべき指定自家用貨物自動車については、臨時検査を受けていなければ、これを交付してはならない。

19 2 18
げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業
務に関し、前三項の違反行為をしたときは、行
為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各
本項の罰金刑を科する。

19 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万
円以下の過料に処する。

一 第五項後段の規定に違反した者

二 第十二項において準用する道路運送車両法
第八十九条第一項の規定に違反した者

(工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例)

第二十三条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、工場等新增設促進事業(国際戦略総合特別区域において製造業等(工場立地法(昭和三十四年法律第二十四条)第一条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。)を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場(以下この項において「工場等」という。)の新増設を行うことを促進する事業をいう。第三項第二号及び別表第一の七の項において同じ。)を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体(市町村に限る。)は、当該国際戦略総合特別区域における製造業等に係る工場等の緑地(同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。)及び環境施設(同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。)のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合(以下この項に規定する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第九条第一項の規定により準則が定められた場合又は同法第十条第一項の規定により条例が定められた場合にあっては、その準則又はその条例を含む。)に代えて適用すべき準則を定めることができる。

は、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例に係る国際戦略総合特区に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号令「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合には、その市町村準則」とあるのは、「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

3 国際戦略総合特区緑地面積率等条例を定めた市町村は、次に掲げる事由が生じた場合においては、当該事由の発生により当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の適用を受けないこととなつた区域において当該事由の発生前に当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場について、条例で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。

一 第八条第九項又は第十項の規定による国際戦略総合特別区域の指定の解除又はその区域の変更

二 第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更（第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として工場等新增設促進事業を定めないこととするものに限る。）の認定

三 第十七条第一項の規定による第一項の認定の取消し

4 前項の規定により経過措置を定める条例が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用について、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合には、その市町村準則」とあるのは、「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十三条第三項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。
(政令等で規定された規制の特例措置)

第二十四条 指定地方公共団体が、第十二条第一項第一号に規定する特定国際戦略事業として、政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。以下この条及び別表第一の八の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣

臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。
(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第二十五条 指定地方公共団体が、第十二条第一項第一号に規定する特定国際戦略事業として、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（指定地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。）に係る事業をいう。以下この条及び別表第一の九の項において同じ。）を定めた際、国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

| | |
|-------|--|
| 4 | <p>認定地方公共団体は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。</p> <p>指定法人の指定及びその取消しの手続に必要な事項は、内閣府令で定める。</p> |
| 5 | |
| 第二十七条 | <p>第三款 国際戦略総合特区支援利子補給金の支給</p> <p>第二十八条 政府は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている国際戦略総合特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定国際戦略総合特別区域計画に係る地域協議会の構成員であり、かつ、当該国際戦略総合特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第三号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「国際戦略総合特区支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。</p> <p>政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により当該年度において支給することとする国際戦略総合特区支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようしなければならない。</p> <p>政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする国際戦略総合特区支援利子補給金の額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならないようにしなければならない。</p> <p>政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、国際戦略総合特区支援利子補給金を支給すべき当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。</p> |
| 3 | |
| 2 | |

5 政府は、利子補給契約により国際戦略総合特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた国際戦略総合特区支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約による貸付けの実際の貸付残高（当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した貸付残高）に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。

6 利子補給契約により政府が国際戦略総合特区支援利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年以内とする。

7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

第二十九条 認定地方公共団体が認定国際戦略総合特別区域計画に基づき第二条第二項第四号に掲げる事業を行う場合には、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等による予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務

第三十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第五号に掲げる事業を行う認定地方公共団体（市町村に限る。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

第四章 地域活性化総合特別区域における特別の措置

第一節 地域活性化総合特別区域の指定

第三十一条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合する（地域活性化総合特別区域の指定）

| | |
|---|---|
| 1 | 業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することができる。 |
| 2 | 二 当該区域において地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することができる。 二 当該区域において地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することができる。 |
| 3 | 一 指定申請に係る区域の範囲 下この節において「指定申請」という。)を行なう場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一 指定申請に係る区域の範囲 下この節において「指定申請」という。)を行なう場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 |
| 4 | 二 前号の区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策 二 前号の区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策 |
| 5 | 三 前号の目標を達成するために実施し又はそ の実施を促進しようとする事業の内容 三 前号の目標を達成するために実施し又はそ の実施を促進しようとする事業の内容 |
| 6 | 一 当該提案に係る区域において特定地域活性化事業を実施しようとする者 二 前号に掲げる者は、当該提案に係る区域における特定地域活性化事業の実施に関し密接な関係を有する者 一 当該提案に係る区域において特定地域活性化事業を実施しようとする者 二 前号に掲げる者は、当該提案に係る区域における特定地域活性化事業の実施に関し密接な関係を有する者 |
| 7 | 5 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第四十二条第一項の地域活性化総合特別区域協議会（以下この節において「地域協議会」という。）が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に係る必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。 6 指定申請には、前項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により地域協議会における協議をした場合にあっては、当該意見及び当該協議の概要）を添付しなければならない。 7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定（以下この条及び次条第一項において單に「指定」という。）をしようとするときは、総合特 |

| | |
|----|--|
| 8 | 別区域推進本部の意見を聽かなければならぬ。 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は地域活性化総合特別区域の指定について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ適用する。 |
| 9 | 9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は地域活性化総合特別区域の指定について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ適用する。 |
| 10 | 10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、地域活性化総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。 (地域活性化方針) |
| 11 | 第三十二条 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請を勘案して、当該指定に係る地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する方針（以下「地域活性化方針」という。）を定めるものとする。 |

| | |
|----|--|
| 12 | 2 地域活性化方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題 二 前号の目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的な事項 三 前二号に掲げるもののほか、地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関し必要な事項 |
| 13 | 3 内閣総理大臣は、地域活性化方針を定めようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聽かなければならぬ。 |
| 14 | 4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。 |
| 15 | 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。 |

| | |
|----|--|
| 16 | 6 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした指定地方公共団体等に通知しなければならない。 7 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、次条第一項に規定する協議会が組織され |
| 17 | 第三十三条 指定申請をしようとする地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は指定地方公共団体（以下この条において「指定地方公共団体等」という。）は、地域活性化総合特別区域の特例措置その他の特別の措置（次項及び次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。）の整備その他の地 |
| 18 | 第三十四条 内閣総理大臣、國務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長（以下この条において「内閣総理大臣等」という。）は、地域活性化総合特別区域において指定地方法公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業、当該事業を実施するために必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する施策の推進に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。 (国と地方の協議会) |
| 19 | 6 内閣総理大臣は、前項の申出について検討を加え地域活性化方針を変更する必要があると認めるととき、又は情勢の推移により必要が生じたときは、地域活性化方針を変更しなければならない。 |
| 20 | 7 第三項及び第四項の規定は、前項の規定によることで、新たな規制の特例措置その他の特別の措置（次項及び次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。）の整備その他の地 |

| |
|---|
| 8 会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。協議会の庶務は、内閣府において処理する。 |
| 9 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会が定める。 |
| 10 第二節 地域活性化総合特別区域計画の認定等 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るために計画（以下「地域活性化総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。 |
| 11 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条から第三十七条までにおいて単に「認定」といいう。）を行ふに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができる。 |
| 12 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、地域活性化総合特別区域計画に定められた区域計画を作成しようとする場合において、第四十二条第一項の地域活性化総合特別区域協議会における協議をしなければならない。 |
| 13 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。（認定に関する処理期間） |
| 14 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に關する処分を行わなければならない。 |
| 15 第二項の規定により読み替えて適用される第三十九項中「特定地域活性化事業及び」にあるのは「特定地域活性化事業及び第三十七条の二第一項第一号の特定事業」と、同条第五項及び第十二項中「特定地域活性化事業」とあるのは「特定地域活性化事業及び第三十七条の二第二項第一号の特定事業」と、同条第十項中「第二項各号」とあるのは「第二項各号及び第一項各号」とする。 |
| 16 第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要 |
| 17 第五項の提案を踏まえた地域活性化総合特別区域計画についての認定の申請をする場合にあつては、当該提案の概要 |
| 18 第四項の規定による協議をした場合にあつては、当該協議の概要 |
| 19 指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たつては、地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及びこれに関連する事業に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を請求ることができる。この場合において、当該指定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。 |
| 20 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、地域活性化総合特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定を定める。 |
| 21 第三十七条の二 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るために必要と認めるときは、地域活性化総合特別区域計画に、次に掲げる事項を定めることができる。 |
| 22 第三十五条第四項から第十三項まで及び前条の規定は、前項の認定地域活性化総合特別区域計画の変更について準用する。（構造改革特別区域法の特定事業） |
| 23 第三十五条第十項の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画（第一項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項において同じ。）において同意又は不同意の旨を通知しなければならない。 |
| 24 第三十七条 指定を受けた指定地方公共団体は、認定を受けた地域活性化総合特別区域計画（以下「認定地域活性化総合特別区域計画」といいう。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。 |
| 25 第三十五条第四項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。）と、第三十五条第十項の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項において同じ。）については、第三十五条第十項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を構造改革特別区域法第四条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。）と、第三十五条第十項の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のものとし、特定事業実施区域を同法第二条第一項の構造改革特別区域と、第三十一条第九項又は第十四条の規定により同条第一項の地域活性化総合特別区域の指定が解除された場合及び第四十条第一項の規定により第三十五条第十項の認定が取り消された場合を同法第九条第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。） |
| 26 第二項の規定により読み替えて適用される第三十五条第十項の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画（前条第一項の変更の認定を受けたものとし、特定事業実施区域を構造改革特別区域と、第三十一条第九項又は第十四条の規定により同条第一項の地域活性化総合特別区域の指定が解除された場合及び第四十条第一項の規定により第三十五条第十項の認定が取り消された場合を同法第九条第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四十二条の規定の適用について） |
| 27 第二節 地域活性化総合特別区域計画の認定等 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該地域活性化方針に適合するものとする。 |
| 28 第二節 地域活性化総合特別区域計画の実施が活性化に相当程度寄与するものであると認められるものであること。 |
| 29 第二節 地域活性化総合特別区域計画の実施が活性化に相当程度寄与するものであると認められることがあること。 |
| 30 第二節 地域活性化総合特別区域計画の実施が活性化に相当程度寄与するものであると認められることがあること。 |
| 31 第二節 地域活性化総合特別区域計画の実施が活性化に相当程度寄与するものであると認められることがあること。 |
| 32 第二節 地域活性化総合特別区域計画の実施が活性化に相当程度寄与するものであると認められることがあること。 |
| 33 第二節 地域活性化総合特別区域計画の実施が活性化に相当程度寄与するものであると認められることがあること。 |
| 34 第二節 地域活性化総合特別区域計画の実施が活性化に相当程度寄与するものであると認められることがあること。 |
| 35 第二節 地域活性化総合特別区域計画の実施が活性化に相当程度寄与するものであると認められることがあること。 |
| 36 第二節 地域活性化総合特別区域計画の実施が活性化に相当程度寄与するものであると認められることがあること。 |
| 37 第二節 地域活性化総合特別区域計画の実施が活性化に相当程度寄与するものであると認められることがあること。 |
| 38 第二節 地域活性化総合特別区域計画の実施が活性化に相当程度寄与するものであると認められることがあること。 |
| 39 第二節 地域活性化総合特別区域計画の実施が活性化に相当程度寄与するものであると認められることがあること。 |
| 40 第二節 地域活性化総合特別区域計画の実施が活性化に相当程度寄与するものであると認められることがあること。 |
| 41 第二節 地域活性化総合特別区域計画の実施が活性化に相当程度寄与するものであると認められることがあること。 |
| 42 第二節 地域活性化総合特別区域計画の実施が活性化に相当程度寄与するものであると認められることがあること。 |

は、次条第二項中「特定地域活性化事業」とあるのは「特定地域活性化事業及び前条第一項第一号の特定事業」と、第三十九条第二項、第四十一条第二項並びに第四十二条第二項第一号及び第五項第一号中「特定地域活性化事業」とあるのは「特定地域活性化事業及び第三十七条の二第一項第一号の特定事業」とする。

第二項から前項までに定めるものほか、第一項各号に掲げる事項を記載した地域活性化総合特別区域法の規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

（報告の徴収）

第三十八条 内閣総理大臣は、第三十五条第十項の認定（第三十七条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。）を受けた指定地方公共団体（以下この節において「認定地方公共団体」という。）に対し、認定地域活性化総合特別区域計画（認定地域活性化総合特別区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業の実施の状況について報告を求めることができる。
（措置の要求）

第三十九条 内閣総理大臣は、認定地域活性化総合特別区域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定地域活性化総合特別区域計画の実施に關し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該特定地域活性化事業の実施に關し必要な措置を講ずることを求めることができる。
（認定の取消し）

第四十条 内閣総理大臣は、認定地域活性化総合特別区域計画が第三十五条第十項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに關し必要と認める意見を申し出ることができる。

第三十五条第十三項の規定は、第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の認定の取消しについて準用する。
(認定地方公共団体への援助等)

の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合には、地方公共団体に対して、地域協議会を組織するよう要請することができる。

活性化総合特別区域計画について、内閣總理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域内の建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十八条第一項のただし書中「特定行政庁が」であるのは、「特定行政庁が、総合特別区域法

第四十六条から第五十二条まで 削除
(政令等で規定された規制の特例措置)
**第五十三条 指定地方公共団体が、第三十五条第
二項第一号に規定する特定地域活性化事業とし
て、政令等規制事業(政令又は主務省令により
規定された規制に係る事業をいう。以下この条
及び別表第二の八の項において同じ。)を定め
た地域活性化総合特別区域計画について、内閣
総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたと
きは、当該政令等規制事業については、政令に
より規定された規制に係るものにあっては政令
で、主務省令により規定された規制に係るもの
にあっては内閣府令・主務省令で、それぞれ定
めるところにより、規制の特例措置を適用す
る。**
(地方公共団体の事務に関する規制についての
条例による特例措置)
**第五十四条 指定地方公共団体が、第三十五条第
二項第一号に規定する特定地域活性化事業とし
て、地方公共団体事務政令等規制事業(政令又
は主務省令により規定された規制(指定地方公
共団体の事務に関するものに限る。以下この条
において同じ。)に係る事業をいう。以下この
条及び別表第二の九の項において同じ。)を定
めた地域活性化総合特別区域計画について、内
閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた
ときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業
について、政令により規定された規制に係る
ものにあっては政令で定めるところにより条例
で、主務省令により規定された規制に係るもの
にあっては内閣府令・主務省令で定めるところ
により条例で、それぞれ定めるところにより
規制の特例措置を適用する。**
第五十五条 削除 第二款 削除
**第三款 地域活性化総合特区支援利子
補給金の支給**
**第五十六条 政府は、認定地域活性化総合特別区
域計画に定められている地域活性化総合特区支
援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定
地域活性化総合特別区域計画に係る地域協議会
の構成員であり、かつ、当該地域活性化総合特
区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して
内閣府令で定める要件に該当するものとして内**

閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定地域活性化総合特別区域計画に定められている第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業を行ふのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「地域活性化総合特区支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により当該年度において支給することとする地域活性化総合特区支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようになければならない。

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする地域活性化総合特区支援利子補給金の額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならないようにならなければならぬ。

4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、地域活性化総合特区支援利子補給金を支給すべき当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5 政府は、利子補給契約により地域活性化総合特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた地域活性化総合特区支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高（当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。）

8 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消しることができる。

（四）指定金融機関の指定及びその取消しの手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

（五）財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

第五十七条 認定地方公共団体（内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下同じ。）が認定地域活性化総合特別区域計画に基づき第一条第三項第四号に掲げる事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第五章 総合特別区域推進本部

第五十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構備機構の行う地域活性化総合特区設置整備促進業務

第五十九条 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、総合特別区域推進本部（以下「本部」という。）を置く。（所掌事務）

第六十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合特別区域基本方針の案の作成に関すること。

二 第八条第七項（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）、第九条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第十一条第七項（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第三十五条第一項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。

四 前二号に掲げるもののほか、総合特別区域実施の方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第六十一条 本部は、総合特別区域推進本部長、総合特別区域推進副本部長及び総合特別区域推進本部員をもって組織する。

(総合特別区域推進副本部長)

第六十二条 本部の長は、総合特別区域推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣(以下「もつて充てる。」)をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(総合特別区域推進副本部長)

第六十三条 本部に、総合特別区域推進副本部長(以下「副本部長」といふ。)を置き、内閣官房長官及び総合特別区域担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。)をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(資料の提出その他の協力)

第六十四条 本部に、総合特別区域推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。

（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第五百五十五条から第五百七条まで、第一百十二条、第一百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十四年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

附 則（平成二三年一二月一四日法律第二二二号）抄
（施行期日）
（政令への委任）
（附則 第平成二四年三月三一日法律第一三号）抄
（施行期日）
（附則 第平成二四年三月三一日法律第二五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一号 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二及び二 暫
三 附則第十九条の規定 この法律の公布の日又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二四年三月三一日法律第二二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二十二条、第二十六条、第二十七条、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第六条、第八条から第十三条まで、第十七条、第二十四条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日二から四まで 略
五 附則第二十二条の規定 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二十二条、第二十六条、第二十七条、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第六条、第八条から第十三条まで、第十七条、第二十四条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日二から四まで 略

第三条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の総合特別区域法（以下「旧法」という。）第四十六条第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条において同じ。）を受けている者は、第二条の規定による改正後の総合特別区域法（以下「新法」という。）第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者とみなす。

第三条 第二条の規定の施行の際現に旧法第五十条の規定の適用を受けて河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条等の許可（旧法第四十九条に規定する河川法第二十三条等の許可をいう。）を受けている特定水力発電事業（旧法第四十九条に規定する特定水力発電事業をいう。）については、新法第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される構造改革特別区域法第三十一条第七項から第十一項までの規定の適用を受けて河川法第二十三条等の許可（構造改革特別区域法第三十一条第一項に規定する河川法第二十三条等の許可をいう。）を受けた特定水力発電事業（構造改革特別区域法第三十一条第一項に規定する特定水力発電事業をいう。）とみなす。

附 則 （平成一六年三月三一日法律第六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年四月一八日法律第二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一六年四月二五日法律第三〇号）抄

